後続車や歩行者に危険を及ぼします
走行中の車からの不法投棄は犯罪です

―あなたの一手が、重大事故と環境破壊を引き起こします―

走行中の車の窓からごみやタバコの吸い殻などを投げ捨てる行為は、過失ではなく「意図的な犯罪行為」です。地域の環境を脅かすだけでなく、後続車や歩行者に重大な危険を及ぼします。

○法律で禁止されています(主な罰則)

車からのごみの投げ捨ては、複数の法律に抵触する違反行為です。



・廃棄物処理法(不法投棄の禁止)

規定：何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

罰則：５年以下の拘禁刑もしくは1,000万円以下の罰金(またはその両方)

・道路交通法(危険防止・禁止行為)

規定：道路において進行中の車両等から物件を投げ、または発射する行為の禁止。

罰則：５万円以下の罰金

○なぜ危険なのか？

・後続車・対向車への衝突事故

走行中の車から飛散した缶・ペットボトル・ごみ袋は、後続車の視界を遮ったり、フロントガラスに直撃して交通事故を誘発したりします。

・火災の誘発(吸い殻の投げ捨て)

火のついたタバコは、街路樹や枯れ草、沿道の建物への車両火災・山火事の原因となります。

・地域の安全・衛生環境の悪化

廃棄されたごみは害虫の発生や悪臭の原因となり、野生動物を呼び寄せる原因にもなりますので、地域全体の生活環境を損ないます。

車窓から捨てたのは、ごみと一緒にあたなの品格！！

～その姿、子どもや孫たちに見られても恥ずかしくないですか？～

【お願い】

車内で生じたごみは、必ず目的地まで持ち帰り、適切な方法での処分をお願いします。車からのごみの投げ捨てを目撃した場合は、日時・場所・車種・ナンバー等の情報とともに警察への通報をお願いします。

▼お問い合わせは、役場民生課生活環境係(０１３７２－７－５２９０)または森警察署鹿部駐在所(０１３７２－７－２８６１)へ。